

第 587 回琵琶湖海区漁業調整委員会 会議要録

1. 日 時 令和 3 年 11 月 19 日 (金) 14 時 00 分～15 時 00 分
2. 場 所 (一社) 環びわ湖大学・地域コンソーシアム 会議室
3. 出 席 委 員 員 谷口 孝男 光永 靖 浦谷 一孝 小川 三弘  
木村 常男 佐野 高典 松井 弥惣治 松岡 正富  
横江 久吉
4. 事 務 局 職 員 寺田事務局長 三枝主任書記 上垣書記 大植書記  
杉江書記
5. 説 明 員 二宮課長 山田主席参事 酒井参事 上野課長補佐  
三枝副参事 (兼務) 上垣副主幹 (兼務) 大植主任技師 (兼務)  
西森水産試験場長
6. 会議に付した事件 別添のとおり
7. 配布した参考資料 別添のとおり
8. 議 事 の 経 過 概 要 別添のとおり

会 長 谷口 孝男 印

署名委員 小川 三弘 印

署名委員 横江 久吉 印

## 議 事 の 経 過 概 要

### 【開会宣告 13時58分】

寺田事務局長       ただいまから、第587回琵琶湖海区漁業調整委員会を開催いたします。  
本日の司会を務めさせていただきます本委員会事務局長 兼 水産課  
漁政係長の寺田でございます。よろしく申し上げます。  
本日は、久保委員がやむを得ない事情のため欠席されています。また、  
光永委員から少し遅れて到着されると伺っております。従いまして、ただ  
いま御出席の委員は8名であり、定員10名の過半数の皆様にご出席いた  
だいており、漁業法第145条第1項の規定により、本委員会は成立して  
いることを御報告いたします。  
それでは、議事にうつります。議事の進行につきまして、谷口会長よろ  
しくお願いいいたします。

谷口会長           それではただいまから、第587回琵琶湖海区漁業調整委員会の議事に  
入ります。本日の議事録署名人は、横江委員、小川委員にお願いしたいと  
思います。よろしく申し上げます。それでは協議事項に移ります。  
“漁業許可の制限措置および申請期間ならびに許可の基準について”、事  
務局から説明をお願いします。

### ( 1 ) 諮問事項

#### 漁業許可の制限措置および申請期間ならびに許可の基準について

水産課説明 三枝副参事

谷口会長           はい、ありがとうございました。ただ今の説明に対しましてご意見、  
ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。

佐野委員           勉強不足で失礼なのですが、追さで網の操業区域が明確にどこからど  
こまでと記してありますが、これはいつからそうなのですか？琵琶湖一  
円ではなかったですか？

三枝副参事       かなり以前は琵琶湖一円あちこちで操業されていたのですが、やはり  
地先、沿岸でも操業されるということで、調整が必要となりまして、現  
在の許可証には操業区域が示されてございます。

佐野委員            ということは、西だと鴨川から南、あるいは愛知川から南の追さで漁  
                          というのはできないのですか？限られた区域ですか？

三枝副参事           できないということになります。

佐野委員            そうですか。この、資料1の4ページの表の中で、9番は芹川、犬上  
                          川、および愛知川、10番は鴨川と書いてありますが、川の中で追さで漁  
                          をしているのですか。

三枝副参事           はい、そういうことになります。

佐野委員            ちなみに操業区域の決定はいつ頃からされたのですか。

三枝副参事           ちょっと手元に資料がございませんが、昨日今日始まったことではな  
                          いかと思われます。

佐野委員            昔は彦根あたりでよく行われていましたが、問題になってからですか  
                          ね。分かりました。

木村委員            鴨川で以前、別の人が追さで漁を鴨川でやっていたけれども、また違  
                          う人がこういう許可申請をしているようですね。鴨川では一応、もう漁  
                          業権のようなものが外れているのでは？誰がしても問題なくなったの  
                          ではないのですか。

三枝副参事           この10番（操業区域：鴨川）につきましては、承継の希望をいただ  
                          いておりまして、現状有効な許可をお持ちの方がおられます。鴨川には  
                          上流の方に河川の漁業権がございますが、もちろん漁業権漁場内であれ  
                          ば調整ないしは、漁業権侵害のおそれもありますので、充分に関係者間  
                          で調整を取っていただいて操業しています。実際にはもっと下流側の河  
                          川の漁業権が無い場所で操業されております。

木村委員            ちょうど国道から下、今の湖周道路から上、その間で、昔許可を持っ  
                          ていた組合がありました。鴨川改修で漁業権免許を辞めると言って補  
                          償金を貰い、組合もなくなったのに、またこうして鴨川での採捕がで  
                          きるのか疑問です。

今までは追さでの漁業権があったと思うんですけど、それがもうなくなって一般の河川になっていました。それなのにまた同じように1人が追さで網をすると、一般の人がそこでアユを捕ったりするにあたって、トラブルが起きないかが心配です。

三枝副参事            はい、この追さで網漁業の操業区域については漁業の許可でございますので、その場でもって、例えば釣り人が釣りをされた場合に侵害で訴えるようなことはなかなかできないと思います。現状を聞いておきますと、むしろ釣り人がいるのでそれをよけて操業しているんだというような話も聞いてございますので、例えばヤナの漁業権のようなものとはまた違った区域の設定と考えております。

松岡委員            優先順位の話ですが、追さで網に関しては漁獲量が出てきていますので大丈夫でしたが、沖すくいに関しては、やはり優先順位の選考の要件の中に、前年度の漁獲量をどこかに明記させることはできないでしょうか。どこでも操業できる漁業でするので漁業者が集中する可能性があるので、一つそれを取り込んでもらえないでしょうか。

三枝副参事            はい。恐らく獲りすぎといったことを心配されてのご意見かと思えます。現状、許可漁業につきましては法に基づいて日々の漁獲実績報告が求められるようになってきております。それに加えましてアユの資源の状況なども鑑みながら、今後おっしゃるような漁獲量、要は生産性などを勘案して許可の基準というものに落とし込んでいくべきかどうか、慎重に検討しながら進めていきたいと思っております。

谷口会長            よろしいですか。

松岡委員            はい、できたら漁獲量が反映されるような方向で検討お願いしたいと思えます。

三枝副参事            そうですね。許可の基準ではございませんが、漁獲成績の報告が義務付けられておりますので、しっかりと報告されるように指導、助言、努めて参りたいと思えます。

谷口会長            ということは、許可基準として判断するというのではなくて、指導に努めると、こういうことですね。

三枝副参事           はい、そう考えてございます。

山田主席参事        今の件ですが、指導ということですが、それは全く許可を使っていないではないかというお話ですか。それとも、たくさん獲っているのではないかというお話ですか。

松岡委員            いや、今言いたかったのは、魚が大量に獲れる可能性があるると急に漁業者が増えていくので、資源のことを考えると、できればいいですが、どこかで制御が要るということです。そして、やりたいという申請ばかりが出た時に、調整する中で「去年もやってた」といういい加減な報告ではで埒が明きませんので、その時に優先順位をつけて漁獲報告が出されている方に許可をしていただける方がよいかなどは思います。

山田主席参事        現状では、アユの場合は一隻あたり何トンまでしか獲ってはいけないというそういう規制にはなっておりませんので、そこに言及するというのは今のルールでは難しいですけれども、ちゃんと報告をなされているかどうかをしっかりと確認するということでしたら承りました。

松岡委員            というのは、追さで網は必ず漁獲報告として上がってきているのですよね。沖すくいに関しては、ちょっと曖昧ですが管理はしているのですよね。そこは一律に決めていただく方が、資源のためとかよいかと思います。

山田主席参事        ありがとうございます。昨年12月に漁業法が改正されまして、沖すくい網漁を含めてすべての許可漁業で報告をいただくというふうになりましたので、それをしっかりいただくようにやっていきたいと思えます。

松岡委員            ご検討をお願いします。

山田主席参事        ありがとうございます。

谷口会長            ほか意見ご質問はありませんか？

三枝副参事 大変申し訳ありません。一点訂正をお願いしたいと思います。9ページ、追さで網漁業の許可の基準のところ、私の不始末でございますが、第2条のところ、「前条の規定において同順位となる者があった場合は」の後ですが、「法第58条において」から「規則第11条第6項の規定に基づき」の部分まで削除をお願いします。内容としては「公正な方法でくじを行う」ということについて変わりはありませんが、引用する規定の部分の誤りでございますので、消していただきますようよろしくをお願いいたします。

谷口会長 はい。沖すくいの方も同じですか？

三枝副参事 ではもう一回。追さで網の許可の基準の部分ですね、第2条のところ「前条の規定において同順位となる者があった場合は」の後、「公正な方法でくじを行い、許可等をするものを定めるものとする。」と。ここで、法と規則の条文を引用してございますが、この法と規則において規定されているのが対船許可漁業、つまり船ごとに許可をする場合を規定してございましたので、この追さで網漁業につきましては、人ごとの許可ということで、引用が誤りであったということでお詫び申し上げます。「法第58条において読み替えて準用する同法第42条第6項および規則第11条第6項の規定に基づき」という部分を削除していただくよう、お願いしたいと思います。

谷口会長 よろしいですか。では先ほどご意見がありましたけれども、それについては、きちんとした指導を行っていくということで、答申にあたっては「異議なし」として、事務局に一任するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

谷口会長 はい、ありがとうございます。では、そのように決定したいと思います。

#### ( 1 ) 諮問事項

許可の有効期間について

水産課説明 三枝副参事

谷口会長                    ありがとうございます。ただ今の説明に対しまして、ご意見、ご質問がありましたらご発言をお願いします。

(意見・質問なし)

谷口会長                    よろしいでしょうか。それでは有効期間の短縮につきましては異議なしとして答申いたします。

## (2) 報告事項

### ・アユ資源の状況について

水産試験場説明 西森水産試験場長

谷口会長                    ありがとうございます。ただ今の説明に対しまして、ご意見、ご質問がありましたらどうぞ。

木村委員                    これは水深何メートルぐらいで測っていますか？

西森場長                    水深約8メートルのところです。

佐野委員                    おかげさまで産卵量が平年の倍、育っている姿も見られたということで、安心はしているんですが、ここにきてマイナス65センチの渇水という状況になって、これからもあまり雨は望めないということで、琵琶湖の水位が心配です。県漁連としても琵琶湖河川事務所のほうに来週要望に行くつもりはしていますし、アユが順調に成長しているということで安堵もしているのですが、渇水の影響というのはどういうふうですか。

西森場長                    以前、少雨による渇水というのが平成6年、7年にございましたけれども、そのときは時期がもっと早く、6月の梅雨の時期からずっと雨が少なく、9月の15日にマイナス123センチになりました。ちょうどアユの産卵期でしたが、その後台風で雨が降って増水して、アユの産卵自体もかなり多く、6年も7年もエリ漁が順調に進んだということがございました。渇水の時というのは川からの栄養塩の流入が多分少なくなるというようなことで、植物プランクトンの発生が少なくなって、この時にも10メー

トルを超える透明度になっているということがありました。そうしますと、植物プランクトンが少なくなる、ひいては、アユの餌が少なくなるというようなことも懸念はされましたけれども、その後、エリ漁も順調に進んだということでしたので、それほど大きな影響は無かったと思っていますところでございます。

ただ今回は時期も違いますし、おそらく川からの栄養塩補給が少なくなってくる状況が、今後この少雨が続きますとありえることですので、その辺はプランクトンと降雨と注意深く見守っていきたいと思っていますところでございます。ただ今のところは心配するような状況は確認されていないところでございます。

木村委員

平成 28 年は今年より水位の状態が悪かったにもかかわらず産卵率が多かったですが、蓋を開けてみればあまり獲れませんでした。あれはどういう訳で獲れなかったか、わかりませんか。エリ漁は獲れなくて、12 月の 20 何日までという長い期間がかかりました。

西森場長

はい、平成 28 年の産卵はですね、第 3 次調査に大きな産卵のピークが来て、それ以前はほとんど産卵がありませんでした。10 月に入ってようやく、台風で増水して川に水が出てアユが産卵しました。川に水が無いから産卵したいのにできなくて、増水を待っていたアユがいつべんに川にのぼって産卵したので、かなり産卵が集中しました。通常、産卵して孵化してからある程度成長して冬を迎えるのですが、その時は 10 月に入ってから産卵だったため成長する期間が短く、あまり成長しないまま冬を迎えてしまいました。また、アユの数が多すぎて、一匹当たりの餌の数が少なかったということもあります。そのため、12 月 1 日の漁が始まってからも全然獲れないという状況でしたが、その後徐々に成長して、4 月の後半になってようやく獲れ始め、5 月、6 月からはそれなりに良い年でございました。

今年の場合は、先ほども申しましたけれども、ヒウオの成長を見ましても平年よりかなり成長は良いという状況ですので、そういった心配は今のところはしていません。

木村委員

でも、そのときもヒウオ漁がある程度影響を受けたと思うのですが。

西森場長

やはりある程度大きくなしないと、岸に接岸してこないで、エリに入らないという状況がございまして。しかし今年の場合は第 2 次調査を見ま



しても、資料3の図3からもわかりますように、かなりの成長は見えているということでございますので、今のところは心配する状況じゃないかなと思っています。

木村委員 夜に調査されていますが、夜の何時頃にしているのですか？

西森場長 暗くなってからですので、11月、12月でだんだん開始時期が早まってくるのですが、魚探をかけて見ておきますとアユがだんだん上に上がってくるのがわかりますので、充分、表層のほうに集まった時点で調査を開始するということをしております。

木村委員 時間帯はわからない？

西森場長 だいたい夜7時に開始しております。

浦谷委員 昔渇水したときは、アユに影響は無かったのですよね？以前、これだけ水位が低くなったときに、アユの状況は悪くなかったという、それはどこを基準とした話ですか？琵琶湖全体の話ですか？

西森場長 平成6年、7年のときは、これは全体の話だと思っております。詳細につきまして、今データを持っておりませんが、全体的に見てエリ漁は順調であったという報告がなされております。

浦谷委員 例えば南湖と北湖に対して、北と南に対して、全然違うと思うんですけども、そういうことはわかるのですか？

西森場長 今手元に持っている資料にはそこまで書いておりませんが、もしそういう特筆すべきことがあれば、この報告書にも記載されていると思いますので、それが無いということはそういうことは無かったんだろうとは思っておりますけども、また帰って調べてみようと思います。

浦谷委員 自分が聞いたのは、このときは知らないんですけども、昔からやっている漁師さんたちに聞くと、水が少ないとき、今みたいな状態になったときに、獲れ高が悪かったと。そういう声を聞いていて、そういうのも今日、もしよければ委員会で聞いてほしいっていうのも聞いてきたので。

西森場長           そうでございますか。また帰ってですね、一度調べてみまして、また報告をさせていただきたいと思います。

谷口会長           よろしいですか。ほか、ございませんか。  
それではないようですので、次の報告に移ります。

## ( 2 ) 報告事項

### ・活アユの輸送・集荷時の塩水浴について

水産試験場説明 西森水産試験場長

谷口会長           はい、ありがとうございます。ただ今の説明に関しましてご意見、ご質問ありましたら発言をお願いします。

教えてほしいのですけれど、「その後の魚病発生リスクが低下」するというのは、この資料の中のどこで読むのですか？

西森場長           ここではそこまでは出しておりませんが、やっぱり一旦ダメージを受けているアユですと、やっぱり弱いアユということになりますので、抵抗力も下がっている可能性があります。そういうダメージを受けてないアユを出せば、より魚病リスクも低下するのではないかなという、一部想像というところでございます。

谷口会長           わかりました。ほか、よろしいですか。  
それでは、ほかはないようでしたら今日の議題を終了させて、その他で何か、ご意見、ご質問等がありましたらお受けしたいと思います。

### (3) その他

木村委員 琵琶湖総合開発の頃に作られた船溜まりや施設が大分傷んできています。それで市に言っても「予算が少ないので」となかなかです。船を係留する支柱がみな折れてきているので、それをまた直してもらいたいのに、市では修理する予算がないという話です。琵琶湖総合開発関連の話なら水資源機構等の方が予算に余裕があると思うので、水産課から何か申し付けてもらわないと、今の船の止め方だと台風等が来た場合、船が駄目になってしまうので、それを何とかお願いします。

二宮課長 我々としても同じように課題意識は持っていますが、設置されたのが琵琶湖総合開発とだいたい同じ頃で、いろんな港でそういう施設が同時に傷んできていると聞いております。ただ、やはり港の修復というのはお金もかかることですし、国が支援されたとしても全額というわけではありませんので、県なり市なりで予算を考えていかないと、というところだと思えます。

県としても非常に今は予算が厳しい中がございますので、港に関しては基本的には市が管理されているということなので、お互いに情報共有とかで連携しながら、ひどく古くなったものに対しては何とかしていかねばならないなと思っています。まだ今はそんな状況でございます。

木村委員 管理者は市ですか？

二宮課長 はい。市です。

谷口会長 ほか、何かございませんか。

浦谷委員 ここ最近の話ですが、うちの組合に苦情がありまして、遊漁者が釣りをしている中に漁師がわざと向かって行って網をはめている方がいるらしいです。うちの組合にそんな漁師はいないのですが、そういう苦情が多々あるので、そういうところは他の漁協とかも見直してほしいなど。わざわざ喧嘩する必要もないと思うので。

谷口会長 何か聞いておられますか。

二宮課長           水産課としては、私自身はそういう情報は掴んでおりませんが、例えばどのあたりの水域だとか、いろいろ情報頂けたら参考になるかなとは思いますが。

浦谷委員           この間、ちょうどバスボートの狭い間を抜けて、網をはめていった方を見ましたので、ちょっとなど。確かにはめていくのは大概生活のためだと思うのですが、わざわざ事を荒げるといふか、喧嘩しに行かなくても、と思います。

佐野委員           それ、今指摘がありましたけれど、それは逆でしょう。漁業者は多分、外来魚採捕の船だと思いますが、沖には魚がないので岸側をやることには漁獲はあがりません。当然それはルアーで釣っている遊漁者側が本業である漁業者を避けていくべきでしょう。それも水産課が遊漁者へ啓発してほしい。漁業者に過失があるなどとは本末転倒です。

二宮課長           私が今申し上げたのは事実関係を確認したいということにして、どのあたりなのでしょうかと聞いていた訳です。

                    漁業権に関しましてはその区域の中で排他的に漁業ができるということになります。それ以外の水域についてはそうではないので、漁業者が生計を立てるための生業であるというのは当然配慮されると思います。ただ誰のものでもない水域に関しては共同で利用する所でもあるということの認識は必要だと思います。もう少し詳しく情報をいただけないでしょうか。

佐野委員           うちの組合に苦情が来ている訳ではないけれども、例えば沿岸で、浅瀬で、刺網だけではなく沖びき漁もです。沖びき船がかけ回って網をはめて、また元に戻る、そういうその漁の手順も知らない人が釣り人の中にはいます。縄を切られたとか、網に巻かれたという事例は無いので、トラブルは無いからいいですが、やはり釣り人のモラルもきちんと指導してあげないと、直接水産課がやっているかどうか知りませんが、そういうことも必要です。

二宮課長           それに関しましては、水上レジャーの人達には、琵琶湖ではこういう漁業がされてるので、危ないので近寄らないようにというふうなパンフレットとかを作ったり、またはホームページとかでまさにマナーの周知は

しておりますし、これからも続けていかなければならないと思っております。

谷口会長 自然保護課など、関係者ごとの協議会のようなものを作ったのではないですか。

二宮課長 はい、水産のほうでは現在、海面利用協議会はしておりませんが、琵琶湖環境部のほうでレジャーの協議会を持っておられたので、その中でかつて市町といろいろ取組をしていたこともあったようには聞きました。

谷口会長 水産課では当然ながら水産利用についての協議会で、琵琶湖環境部も向こうで協議会を持っておられます。しかし、水産課は佐野さんがおっしゃったような、そういう話を一回踏まえたうえできちんと普及啓発する仕組みが確か昔あったと思います。その辺はやっぱり公共の水面のことをお互い理解するということが非常に大事かと思えます。その辺のところの考え方を発表するというのも一つの手かと思えます。

二宮課長 そうですね。マナーに関してはこれからも機会を見つけて、周知指導したいと思っております。

谷口会長 ほか、ご意見、ご質問ありませんか？

浦谷委員 水位の話ですけど、水位はこのまま下がっていけばマイナス 75 センチぐらいまでいかない対策委員会は立ち上がらないものなのですか。

谷口会長 何か聞いていますか？

二宮課長 そうですね、県としては 65 センチで連絡調整会議、75 センチから対策本部ということになりますが、今の時点でもそれぞれの分野で何か影響が無いかというのをそれぞれ調べるようにしていますので、我々水産課でも、各組合に水位が下がったことで何か影響が出ていませんか、とかいうような聞き取りを投げかけているところです。

谷口会長 その辺の実態をつかむということは非常に大事なところですね。

浦谷委員           この状態でまだ水を放流しているらしいですが、止めることはできないのでしょうか？

二宮課長           県として水位が下がってきたら様々な支障が出るので、県としての主張というのは当然、必要に応じてしていくことになると思いますが、今はそういった事実確認や影響を調査しだしたところです。それを踏まえて必要な対応を取っていくなり、国に対して申し上げていくなり、ということになろうかと思います。

谷口会長           水産でやっぱり生活しているわけですから、そのところ照会してくれておられますね。

二宮課長           はい、そうです。我々としては、水産で何か影響が出ているとしたら必要なことは申し上げていくことになると思います。

谷口会長           そういう調査をしてくれているのですね？

二宮課長           各組合に「影響が出ていますか？」と照会をかけているところです。

佐野委員           それは各組合に出していますか。いつ付けで出しましたか。

木村委員           昨日だったと思います。ファックスで。

浦谷委員           ファックスですか。電話調査ではなく？

二宮課長           そうです。後、直近だったら平成17年頃にも今の時期ぐらいにマイナス50から60センチぐらい下がっていた時期に関して、同じように各組合に問い合わせして「何か問題ありませんか？」ということをお願いしておりました。でも、その時に関しても、漁獲がドーンと落ちただとか、そこまで大きな被害報告というのはありませんでした。

組合によっては水位が下がってきて、エリの網がどうも着底したと書かれていまして。たまたまそのツボの中にアユがたくさんいたのでしょいか、魚がツボの中で死んだとか、岸壁の高低差がひどいので積み下ろしが大変だとか、港が浅くて行けないとか、いくつかありましたけれど、そこまで根本的に全く魚が獲れないようになったとかいうようなことまでは、報告はなかったと思っています。

谷口会長            その辺の事実調査していただいて、適切な要望があると思うので、県としての意見をまた言うということですね。そのような調査に基づいた意見は大事だと思います。

二宮課長            はい。

谷口会長            ほかがございませんか？  
ないようでしたら、以上をもちまして第 587 回琵琶湖海区漁業調整委員会を終了いたします。ご苦労様でした。

【会議終了 15 時 09 分】